

日本 Tweed 矯正歯科研究会会則

第1章 名称、事務局の所在地

第1条 本会は、日本 Tweed 矯正歯科研究会 (Japanese Tweed Orthodontic Association-JTOA) と称する。

第2条 本会の事務局は、会長がこれを定める。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、矯正歯科臨床の基本である Tweed-Merrifield 法を修めた矯正歯科医の学識の向上を計り、その philosophy の啓発、普及に努め、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、学術大会の2年に1回の開催。但し、会長、理事会が必要と認めた時は随時開催することができる。
2. Charles H. Tweed International Foundation for Orthodontic Research 活動の支援及び国際的な交流を図る。
3. その他、必要と認められる事業。

第3章 会員

第5条 本会は、正会員、準会員、名誉会員、特別会員で構成される。

1. 正会員 Tweed Foundation の Tweed Advanced Course の受講者で、本会の趣旨に賛同した者
2. 準会員 本会主催の Pre-Tucson Course の受講者
3. 名誉会員 本会の発展に寄与し、本会に多大な功労があった者、特に会長経験者は名誉会長の称号を用いる
4. 特別会員 本会の事業に賛同し支援を提供する大学矯正歯科講座に所属する歯科医師

第6条 入会や会員種別の変更に際しては、理事会の承認を受けなければならない。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名以内

第8条 会長、副会長は、理事の互選により選出する。任期は、2年とし、再任は妨げない。

2. 理事及び監事は、正会員の互選により総会に於いて選任する。任期は、選任翌年の4月1日から4年間とし再任は妨げない。
3. 会計、庶務、学術、広報担当は、会長がこれを理事会に諮り決定する。
4. 担当理事は、理事会の承認を得て委員会を組織することができる。

第5章 総会

第9条 本会は、本会の目的達成のため、2年に1回の総会をもつものとする。但し、会長、理事会が必要と認めた時は随時開催することができる。

2. 総会では、役員選出等の他、本会活動に必要な事項を決定する。
3. 議事は、出席会員の過半数をもって議決する。

第6章 会計

第10条 本会の経費は、入会金、年会費及びその他の収入をもってあてる。

2. 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
3. 本会の入会金、年会費は、理事会においてこれを定める。
4. 会計報告は、総会においてこれを行う。但し、総会の開催時期により文書にてこれを報告することができる。

第7章 会費等

第11条 会員は、本会において定められた入会金および会費を納入しなければならない。

第8章 会則の変更

第12条 本会則は、理事会の議を経て総会の承認をもって変更することができる。

2. 本会則の変更は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

第9章 補則

第13条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付則

1. 本会則は、平成11年3月14日制定し、平成11年5月日から施行する。
2. 本会則は、第4回総会の承認を経て、平成13年7月20日より施行される。
3. 本会則は、第13回総会の承認を経て、令和元年10月20日より施行される。

日本 Tweed 矯正歯科研究会 会費規程

- 第 1 条 会則第 10 条による入会金、会費等に関する事項はこの規程によるものとする。
- 第 2 条 入会金は、正会員は 3,000 円、準会員、名誉会員、特別会員は無料とする。
- 第 3 条 会費は、正会員、準会員は 5,000 円、名誉会員、特別会員は無料とする。
- 第 4 条 その他会務運営に係る費用は、理事会にて別に定める。
- 第 5 条 納入した入会金、会費等は、返還を受けることはできない。
- 第 6 条 正会員は 5 年以上、準会員は 3 年以上年会費の未納が発生した時点で自然退会となる。
- 第 7 条 一度退会となった者は、年会費未納分を納入すれば再度会員資格を得ることができる。
- 第 8 条 この規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。

付則

1. この規程は、第 13 回総会の承認を経て令和元年 10 月 20 日より施行される。